

## 北海道から発信しないと前進はない!! 季節労働者渡島地区支援センター第2回運営委員会を開催

北海道季節労働者渡島地区支援センターの第2回運営委員会を3月10日（土）に開催しました。2016年度北海道支援センターとの意見交換会以来、約1年半ぶりの集まりでは、道季労長万部支部の昨年末解散や先日、七飯支部代表の林幹事が逝去され、七飯支部を解散せざるを得ない状況になったことが確認されました。

この間、鉢呂参議院議員を通じて技能講習制度の復活に向けた新企画の模索や通年雇用促進支援協議会が実施している事業内容について報告のうえ、各地区における短期就労事業の実施状況や年齢構成を含めた組合員の現状についてそれぞれから報告がありました。



また、色々と問題のある建設業退職金共済制度について、従前は24ヶ月分の証紙がそれぞれの手帳に貼られていることが支給の条件であったものが、12か月に短縮できたことは成果ではあるが、その場合は掛金納付額の3割～5割程度の支給額となるなど様々な業種に転職する者が多い季節労働者にとっては極めて不利な制度であり、推薦議員等と連携し改善を求めていくことが重要だと再認識しました。また、一日働いて手帳に貼られる310円の証紙がインターネット上で安く売られている実態や労働者の手帳に貼らずに不正な行為をしている経営者への指導強化を求めていくことも各地区連合会と連携して進めていくこととしました。さらに、通常は公共工事発注の役所に対して「建設業退職金共済掛金収納届」を出すことが義務付けられていますが、函館市で行っている「建退共証紙貼付実績書」を工事完了段階で求めていることが企業経営者の不正を抑制する効果があると評価し、これを広めていく運動を第一歩とすることとしました。



なお、運営委員会の中で出された主な意見は次のとおりです。①具体的な成果となっていないが、鉢呂参議が技能講習制度復活に向けて動いてくれた結果や経過の報告が全道で共有されていない。②推薦議員団にも季節労働者の課題を共有してもらおうよう委員会等への参加を求めるべき。③「隠れ季節労働者（行政機関の季節労働者の定義に満たない労働者）」を通年雇用促進支援事業の対象となるような取り組み必要。④派遣法ができた時点で季節労働者の定義を見直すよう求めるべきであった。

今回の開催時期がズレ込んだことから、年内に3回目となる運営委員会を開催することとし、役員の高齢化が進み、管内の2支部が解散となったが、声を出し続け、諦めずに行動していくことを全体確認し閉会しました。